

## 用語解説

## 👉 被害者等通知制度

刑事事件の被害者や家族・親族らの方々にとっては、事件の処理結果や裁判の日程・結果、判決後の加害者の状況などは、とても気になる事柄です。法務省はこうした情報をできる限り提供する趣旨で「被害者等通知制度実施要領」（平成11年4月1日施行、同19年12月1日改定）を定めています。

それによると、通知の対象者は①被害者、その親族もしくはこれに準ずる者（内縁関係、婚約者等）、または代理人の弁護士②目撃者その他の参考人等です。

①の被害者・親族等、代理人（弁護士）に通知される事柄は（1）事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、中止、移送、家庭裁判所送致の別及び処理年月日）（2）公判期日（係属裁判所及び公判日時）（3）刑事裁判結果（主文、裁判年月日、裁判の確定及び上訴）（4）公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等（1）から（3）までの事項に準ずる事項（5）有罪裁判確定後の加害者に関する事項—などです。

このうち（5）有罪裁判確定後の加害者に関する事項としては、収容されている刑務所の名称・所在地、満期出所予定の年月、受刑中の状況、釈放・仮釈放された年月日、執行猶予の言い渡しが取り消された年月日、仮釈放審理を開始した年月日、保護観察の開始年月日や終了予定時期、保護観察の終了年月日—などが通知されます。

上記の（1）から（3）までは、検察官が被害者等の取り調べの際、通知を希望するかどうかを確認し、希望した場合に通知する（重大事件の場合には、取り調べを実施しない時でも通知希望の有無を確認し、希望者に通知する）、（4）は希望の有無の確認はしないが、代理人（弁護士）も含め希望があれば通知する—などとしています。（5）を希望する場合は、事件を取り扱った検察庁に通知先、通知方法などを記した書面を提出することが必要で、裁判確定後であればいつでもできます。

ただ、関係者の名誉等を不当に害するおそれや更生を妨げるおそれがあるときなどは、検察官の判断によって希望があっても通知しない場合がある—としています。また、②目撃者その他の参考人等には、上記通知事項に除外項目があります。

この制度とは別に、被害者・親族等の再被害を防止するため検察官が必要と認めた場合には、通知制度に則らなくても通知する仕組みも作っています。

なお、少年審判後の通知は、通知を希望しても検察官の判断によって全部または一部を知らせない場合がある—としています。（以上、法務省ホームページなどから）

被害者や家族・親族の方は、気持ちの動転や極度の緊張などのせいで、検察官から通知希望を確認されても、きちんと応答できなかったという場合もあるでしょうが、そうした時には最寄りの被害者支援センターや代理人の弁護士に相談してください。

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク  
 広報・組織委員会委員  
 寺島 晃

